

令和3年6月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月〇日から障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)を支給することを求めるというものである。

第2 事案の概要

本件記録によると、本件事案の概要は次のとおりである。

- 1 請求人は、広汎性発達障害、双極性障害及び病的窃盗症(以下、併せて「本件傷病」という。)により障害の状態にあり、その初診日は平成〇年〇月〇日であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害基礎年金の裁定を請求した(以下「本件請求」という)。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで請求人に対し、「現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(広汎性発達障害、双極性障害、病的窃盗症)の初診日が平成〇年〇月〇日であることを認めることができないため」との理由により、本件請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。
- 4 この間、請求人は、本件傷病により障害の状態にあり、その初診日は平成〇年〇月中頃であるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求し(以下「別件請求」という)、厚生労働大臣は、初診日を平成〇年〇月〇日と認定した上、令和〇年〇月〇日付け

で請求人に対し、障害等級2級の障害給付を支給する旨の処分(以下「別件処分」という。)をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

- 1 本件において、請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日であるとして本件請求をし、原処分後、審査請求において、初診日の主張を平成〇年〇月に変更したものであるが、請求人も自認するとおり、変更後の初診日は、請求人が厚生年金保険の被保険者資格を有していた期間に属する。

障害基礎年金の請求権と障害厚生年金の請求権とは、その法律上の根拠規定を異にし、その成立要件を異にする別個の請求権である。そして、障害等級が1級又は2級の障害厚生年金が支給される場合、併せて障害基礎年金が支給されるが、両者は一体のものを取り扱われ、障害給付のうち障害基礎年金のみを請求し又は支給することは認められていない。このような制度の仕組みからすると、障害基礎年金の請求について応答する処分がされた以上、特段の事情のない限り、同処分に対する行政上の不服申立手続において、初診日を厚生年金保険の被保険者資格を有していた期間に変更した上、障害給付の支給を求めることは許されないというべきである。

したがって、上記の請求の変更が許容される特段の事情があると認められない限り、変更後の厚生年金保険の被保険者期間に属する初診日の主張は、失当な主張となる。

- 2 請求人は、本件請求について、保険者において請求人に対し、初診日を平成〇年〇月として障害基礎年金の請求を障害給付の請求に差し替えないと不支給となる旨を説明すべきであるにもかかわらず、その説明をしなかったため、不支給という原処分がされたのであり、原処分には看過できない重大な瑕疵があり、本件に

については、障害給付の請求に差替えがされたものとみなされるべきである旨主張する。

しかし、必要な資料が提出され、形式上の要件に適合する裁定請求については、処分権者は標準処理期間内に応答の処分を行うべく迅速な事務処理を図るべきであり（行政手続法第6条、第7条参照）、請求者の主張する初診日が認められず、却下処分が見込まれるときも、その旨を事前に当該請求者に説明して対応を促すべき一般的義務を負うものではない。本件についてみると、日本年金機構〇〇年金事務所からの請求人宛ての令和〇年〇月〇日付け「届書（申請書等）の返戻等について」には、「認定の結果、診断書⑦欄に記載のあります「a病院」が初診と見込まれています。「a病院」の受診状況等証明書が添付をお願いします。（受診状況等証明書が添付できない場合は、添付できない申立書の記入をお願いします。）」、「「a病院」が初診の場合は改めて障害厚生年金の請求が必要となります」との記載があり、これに付された事務担当者のもと思われるメモ書きには、同月〇日に請求人から電話があり、a病院は既になく、「添付できない申立をイライ本人はb病院を初診日としてキボウ」と記載されており、その後、請求人作成の同日付け「受診状況等証明書が添付できない申立書」が提出され、本件請求について原処分がされたものと認められる。この経緯からすると、保険者は、原処分を行う前にa病院が初診と見込まれること、a病院が初診の場合は改めて障害厚生年金の請求が必要であることを告げて請求人の対応を促しており、当時の事情に照らせば、これが違法不当な行政指導であるとはいえず、更に保険者において、請求人が従前の初診日の主張を維持すれば裁定請求は却下される旨を明確に説明すべき義務があったということではない。

以上のことに鑑みると、本件について上記1の特段の事情があると認めること

はできないし、本件請求が障害給付の請求に差し替えられたとみなすべき理由もない。原処分後、前記「事実」欄第2の4記載のとおり、請求人が別件請求をし、初診日を平成〇年〇月〇日として別件処分がされたこともこの認定判断を左右しない。

- 3 以上の次第で、本件において、初診日を平成〇年〇月とする請求人の主張は失当に帰するから、本件再審査請求は理由がない。

よって、主文のとおり裁決する。